

大分地方最低賃金審議会

大分県最低賃金専門部会

議 事 次 第

- 1 開催日時 令和4年7月13日(水)
午前10時00分から

- 2 開催場所 大分労働局 大分第2ソフィアプラザビル4階会議室
(大分市東春日町17番20号)

- 3 議 題
 - (1) 委員の任命について
 - (2) 部会長・同代理の選出について
 - (3) 大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程について
 - (4) 今後の審議の進め方について
 - (5) その他

大分地方最低賃金審議会
大分県最低賃金専門部会資料
(令和4年7月13日)

資料

- 1 . . . 大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 . . . 大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程
- 3 . . . 大分県最低賃金専門部会実地視察事業場
- 4 . . . 地域最賃参考人意見聴取経過表
- 4 - 1 令和4年度参考人意見聴取対象候補者
- 5 . . . 令和4年度大分地方最低賃金審議会の審議日程

大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会

委員名簿

任命年月日 令和4年7月13日(50音順)

区分	氏名	現職
公益代表	井田 雅貴	弁護士・社会保険労務士
	清水 立茂	弁護士
	松隈 久昭	大分大学 経済学部教授
労働者代表	稲福 史	U A ゼンセン大分県支部次長
	鹿嶋 秀和	連合大分副事務局長
	藤本 雅史	連合大分事務局長
使用者代表	神 昭雄	大分県中小企業団体中央会専務理事
	中島 英司	大分県商工会議所連合会専務理事
	藤野 久信	大分県経営者協会専務理事

(規程の目的)

第 1 条 この規程は、大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。) の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第 2 条 専門部会の会議(以下「会議」という。) は、部会長が必要と認めたときのほか、大分労働局長(以下「局長」という。) 又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 人以上を含む 3 人以上の委員から開催の請求があったときには、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の 10 日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも 7 日前までに付議事項、開催日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(実地調査及び参考人の意見聴取)

第 3 条 部会長は、専門部会の議決により特定の事案について事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、又は関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人に指定し、その意見を聴くことができる。

(委員の欠席)

第 4 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。) を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

る。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 7 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員 2 人が確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第 8 条 部会長は、専門部会が議決を行ったときには、大分地方最低賃金審議会

に報告するものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、専門部会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 3 日から施行する。

令和4年度大分地方最低賃金審議会の審議日程

月	日	最低賃金審議会(本審)	運営小委員会等	地域最賃専門部会
5	17(火) 14:00		公益委員会議	
6	29(水) 13:30	地域最賃改正諮問 会長・同代理選出 運営に関する確認等		
7	13(水) 10:00～			部会長、同代理選出 運営規程審議
	27(水) 13:30～			地域最賃参考人意見聴取
8	1(月) 13:30～	中賃目安伝達 特定最賃改正必要性有無の諮問		
	1(月) 審議会終了後 (14:30頃～)			金額審議(1回目)
	3(水) 10:00～			金額審議(2回目)
	5(金) 10:00～			金額審議(3回目)
	5(金) 16:00～	地域最賃部会報告(答申)		
	17(水) 13:30～		特定最賃参考人意見聴取 特定最賃改正必要性有無の審議	
	23(火) 10:00～	地域最賃異議取扱審議 特定最賃改正必要性有無の答申 特定最賃改正決定の諮問		